

IV 取組個票

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																														
Ⅰ－①	生産ステージ																														
施策の方向1	安全な農林産物の提供の推進																														
具体的な取組み	(1)生産者に対する農薬適正使用の啓発 生産者への啓発パンフレットの配布、講習会や研修会の開催、農薬販売者に対する農薬管理指導士の認定などを通し、生産者に対する農薬適正使用の啓発を行います。																														
①概要	農薬適正使用に関する啓発パンフレットの配布や、各地方局単位での講習会の開催、普及組織による栽培講習会等での指導を、引き続き実施する。 また、農薬適正使用について、農薬購入者及び農薬使用者に対して指導することを主な任務とする農薬管理指導士の認定を、引き続き実施する。																														
②推進指標	【農薬適正使用講習会・研修会の開催回数】 開催回数の維持により、啓発活動の指標となる。 <table border="1"> <tr> <th>年度</th><th>(R2)</th><th>(R3)</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr> <tr> <td>目標</td><td>—</td><td>410回</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>400回以上</td></tr> <tr> <td>実績</td><td>267回</td><td>480回</td><td>445回</td><td>422回</td><td>385回</td><td></td><td></td></tr> </table>							年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標	—	410回	—	—	—	—	400回以上	実績	267回	480回	445回	422回	385回		
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																								
目標	—	410回	—	—	—	—	400回以上																								
実績	267回	480回	445回	422回	385回																										
③用語解説	《農薬管理指導士》 農薬取扱者の資質を向上し、農薬による危被害の未然防止及び環境保全対策を推進することを目的に、農薬販売者等に対して、農薬に関する専門的な研修及び試験を実施し、合格した者を農薬管理指導士として認定している。農薬管理指導士は、農薬購入者及び農薬使用者に対して、農薬適正使用の指導をすることを主な任務としている。																														

【令和6年度事業実施状況】
●農薬適正使用推進事業費(農産園芸課) ・農薬の適正販売及び安全かつ適正な使用、農薬による事故防止を目的に、各地方局において農薬適正使用講習会等を開催した。 ・令和6年度農薬適正使用講習会の開催結果 〔日程・参加者数〕 7月17日 東予地方局 54名 7月25日 中予地方局 65名 7月 9日 南予地方局 83名 ・令和6年度農薬管理指導士認定及び更新研修会 1月23日 新規3名、更新38名 ・上記4回のほか、小規模単位での技術講習会を381回実施した。
【令和6年度取組みの評価】
(農産園芸課) 講習会等の開催により、農業者の農薬適正使用への認識が更に高まることで、農薬による事故の減少が図られる。 県産農産物の安全性確保、農薬による危被害の未然防止を図るため、今後とも、農薬適正使用講習会並びに農薬管理指導士認定及び更新研修会を開催し、引き続き、県産農産物の安全性確保に努める。

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保						
Ⅰ－①	生産ステージ						
施策の方向1	安全な農林産物の提供の推進						
具体的な取組み							
(2) 農薬販売者や農薬使用者に対する立入検査の実施							
適正な農薬の販売及び使用を確保するため、地方局農薬取締職員による計画的な農薬販売者に対する立入検査を実施するとともに、必要に応じて農薬使用者への立入検査を実施します。							
①概要							
農薬販売業者への立入検査については、同一営業所に対して3年に1回、計画的に実施するとともに、使用者については、適正使用の確認のために必要に応じて立入検査を行っており、今後も引き続き実施する。							
②推進指標							
【農薬販売者に対する立入検査実施件数】							
件数の維持により、検査確認状況の指標となる。							
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	300 件以上	—	—	—	—	300 件以上
実績	264 件	251 件	218 件	226 件	215 件		
③用語解説							
—							

【令和6年度事業実施状況】 ● 農薬適正使用推進事業費(農産園芸課) - 農薬の保管管理及び流通の適正化を図るとともに、安全かつ適正な使用を確保することを目的に農薬販売者等へ立入検査を行った。 - 令和6年度立入検査結果 農薬販売者実施件数:215販売所(届出・帳簿の不備等があり改善指導を実施した件数:12件) 農薬使用者実施件数:0件(農薬の使用基準違反がなかったため実施なし)							
【令和6年度取組みの評価】 (農産園芸課) 農薬販売業者への立入検査については、同一営業所に対して3年に1回、計画的に実施している。 調査の結果、届出・帳簿の不備等の軽微な違反は、年間30件前後を改善指導しているが、無登録農薬・販売禁止農薬の販売等の重大な違反は発生していない。 今後も引き続き立入検査を実施する。							

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保							
Ⅰ－①	生産ステージ							
施策の方向1	安全な農林産物の提供の推進							
具体的な取組み	(3) 出荷前農産物の残留農薬分析による安全性の確認 出荷前農産物の安全性を確認するため、残留農薬分析を計画的に実施します。							
①概要	県産農産物の生産段階における安全性を確認するため、生産者個々における農薬適正使用とその記帳に加え、農林水産研究所において最大294成分の残留農薬分析を行っており、今後も引き続き実施する。							
②推進指標	【出荷前の農産物の残留農薬分析件数】 分析件数を維持することにより、安全性の確認状況の指標となる。							
	年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
	目標	—	330 件以上	—	—	—	—	330 件以上
	実績	338 件	333 件	324 件	323 件	309 件		
③用語解説	—							

【令和6年度事業実施状況】 ●農薬適正使用推進事業費（農産園芸課） ・農産物の安全性を確保するため、農業者における生産工程管理・記帳に加え、生産段階における農薬残留分析を農林水産研究所で実施したところ、残留基準値の超過はなかった。 ・令和6年度農薬残留調査結果(309件) 穀類(米、麦、大豆):25件 野菜:128件 果樹:155件 茶 : 1件

【令和6年度取組みの評価】 （農産園芸課） 農林水産研究所での残留農薬分析の結果、基準値の超過はみられず、農薬による農作業中の中毒・死亡事故も発生していない。残留農薬の分析は、食の安全・安心に大きく貢献しており、今後も引き続き実施する。

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅰ－①	生産ステージ
施策の方向1	安全な農林産物の提供の推進
具体的な取組み	(4)農薬適正使用の推進 農業団体が実施している生産者個々における農薬使用の記帳運動と連携し、記帳の徹底を図ります。 愛媛県農薬適正使用推進協議会において、農業団体や農薬販売者等が一体となって農薬の適正使用を推進し、安全・安心な農産物の生産体制の確保に努めます。
①概要	農業団体では、生産者個々における農薬使用の記帳運動を実施しており、農協出荷者以外についても記帳の徹底を図る。愛媛県農薬適正使用推進協議会活動を通じて、農薬の適正使用を推進しているところであり、今後も引き続き実施する。
②推進指標	—
③用語解説	《愛媛県農薬適正使用推進協議会》平成14年9月、農薬の適正な流通・使用の徹底を推進し、農産物の安全性と産地としての信頼性を確保するため、設置したもの。県、農業団体、農薬販売者等から構成されており、農薬適正使用の徹底、残留農薬検査の実施、無登録農薬の情報、その他農薬の適正使用推進に必要な事項に関して協議を行っている。

【令和6年度事業実施状況】 ●農薬適正使用推進事業費(農産園芸課) ・農薬の安全使用を図るため、各地方局ごとの講習会において記帳の徹底を図った。 ・農薬の適正な使用及び危害防止を図るため、農薬適正使用推進協議会を開催し、農薬の情報を提供するとともに、行政、農薬販売業者、農薬防除者の意見交換を行った。 ・令和6年度農薬適正使用推進協議会の開催結果 〔開催日〕 5月28日 〔内容〕 ・農産物の安全性確保について ・農薬適正使用の推進について ほか
【令和6年度取組みの評価】 (農産園芸課) 農薬の適正な使用及び危害防止を図るため、一年間実施する様々な事業計画を協議しており、今後も引き続き開催することとし、安全安心な農産物の生産体制の確保に努める。

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																																																																														
Ⅰ－①	生産ステージ																																																																														
施策の方向1	安全な農林産物の提供の推進																																																																														
具体的な取組み	(5)有機農業、環境保全型農業の推進 有機農業面積拡大に資する機械の導入支援や、研修生受入れ農家に対して研修に係る経費の補助、セミナーの実施等により有機農業の面積拡大に努めます。 土づくりや、化学肥料・化学農薬の節減技術を普及推進するとともに、エコファーマーの育成、エコえひめ農産物の生産促進ほか、外観品質よりもその栽培方法を評価する販売先の開拓の支援に努めます。																																																																														
①概要	農家が有機農業に取り組む場合、化学肥料・化学農薬を使用しないため、一般栽培並の収量・品質を得ることや、規格を揃え、まとめて販売することが難しく、有機農産物を評価する消費者・量販店等の販売先を開拓することが必要となっている。このため、有機農産物販売の専門家を招いたセミナーを実施し、有機農業者の販路拡大の支援を行う。 土づくりや、化学肥料・化学農薬の使用削減、農業生産資材の適正処理等による環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業について、技術の開発及び普及、生産者の育成、販売先の開拓等を通じて推進する。																																																																														
②推進指標	【有機農業取組面積】 取組面積の増加により、推進活動効果の指標となる。 <table border="1"> <tr> <th>年度</th><th>(R2)</th><th>(R3)</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr> <tr> <td>目標</td><td>—</td><td>463ha 以上</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>700ha 以上</td></tr> <tr> <td>実績</td><td>471ha</td><td>458ha</td><td>472ha</td><td>471ha</td><td>496ha</td><td></td><td></td></tr> </table> 【化学肥料窒素成分使用量】 化学肥料窒素成分使用量は、環境保全型農業の推進状況の指標となる <table border="1"> <tr> <th>年度</th><th>(R2)</th><th>(R3)</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr> <tr> <td>目標</td><td></td><td></td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>6.5kg/10a 以下</td></tr> <tr> <td>実績</td><td>7.5kg/10a</td><td>7.6kg/10a</td><td>6.6kg/10a</td><td>6.8kg/10a</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> 【化学合成農薬使用量】 化学合成農薬使用量は、環境保全型農業の推進状況の指標となる <table border="1"> <tr> <th>年度</th><th>(R2)</th><th>(R3)</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr> <tr> <td>目標</td><td></td><td></td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>6.5kg/10a 以下</td></tr> <tr> <td>実績</td><td>5.3kg/10a</td><td>5.1kg/10a</td><td>5.3kg/10a</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>							年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標	—	463ha 以上	—	—	—	—	700ha 以上	実績	471ha	458ha	472ha	471ha	496ha			年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標			—	—	—	—	6.5kg/10a 以下	実績	7.5kg/10a	7.6kg/10a	6.6kg/10a	6.8kg/10a				年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標			—	—	—	—	6.5kg/10a 以下	実績	5.3kg/10a	5.1kg/10a	5.3kg/10a				
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																																																																								
目標	—	463ha 以上	—	—	—	—	700ha 以上																																																																								
実績	471ha	458ha	472ha	471ha	496ha																																																																										
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																																																																								
目標			—	—	—	—	6.5kg/10a 以下																																																																								
実績	7.5kg/10a	7.6kg/10a	6.6kg/10a	6.8kg/10a																																																																											
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																																																																								
目標			—	—	—	—	6.5kg/10a 以下																																																																								
実績	5.3kg/10a	5.1kg/10a	5.3kg/10a																																																																												
③用語解説	《有機農業》 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。 《環境保全型農業》 農業の持つ自然循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、資源の循環利用による土づくりや、化学肥料、化学農薬の使用削減、農業生産資材の適正処理等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。 《エコえひめ農産物》 化学肥料・化学農薬を3割以上削減した農産物を県が認証。																																																																														

【令和6年度事業実施状況】

●みどりの食料システム戦略推進事業費（農産園芸課）

- ・農業生産に由来する環境への負荷を大幅に低減する有機農業を推進するため、県内4カ所の実証展示圃を設置するとともに、有機農業講座を開催した。
- ・令和6年度 実証展示圃
しまなみ指導班 レモン8a 温州みかん10a
久万高原指導班 トマト1.2a
鬼北指導班 ユズ5a
農林水産研究所 水稻20a
- ・有機性資源の循環利用による土づくりや化学肥料・化学農薬の節減技術、光・天敵・有用微生物を利用した防除技術の開発・普及等、導入すべき生産方式の確立と普及推進活動に一体的に取り組んだ。また、土壌診断等広域普及活動や有害物質対策を実施し、環境に優しい土壌環境対策を推進した。
- ・エコファーマー認定（みどり認定）数1,261名
- ・エコえひめ審査会を年6回開催し、172件のエコえひめ農産物を認証し、認証された農産物の残留農薬分析を実施した（栽培面積748ha）。
- ・愛媛県環境保全型農業推進会議（委員8名）を令和6年11月18日に開催し、環境保全型農業及び有機農業の取組状況やエコえひめ農産物認証制度の運営等について協議した。

【令和6年度取組みの評価】

有機農業推進事業では、県下4箇所で開催している有機栽培の実証展示圃での取組技術や実証結果等を、普及機関を通じて有機農業講座を開催し、農業者の有機農業の取組の支援に努めた。

また、有機野菜等面積拡大支援事業により有機農業面積拡大に資する機械導入の支援を行い、有機農業研修生受入れ支援事業により有機農業研修生受入れ農家の研修に係る経費の補助を実施するなど、有機農業面積拡大に向けた各種補助事業の実施し、昨年度より有機農業の面積が25ha増となった。

R5年度からみどりの食料システム法に基づいたみどり認定を推進し、エコファーマー（みどり認定1号活動）認定数は、昨年と比較して571名増と大幅に増加した。

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅰ－①	生産ステージ
施策の方向1	安全な農林産物の提供の推進
具体的な取組み	(6)GAP(農業生産工程管理)の推進 GAPの取組みについて、産地や生産者へ啓発するとともに、生産者の目的に応じたGAPの推進に努めます。
①概要	関係機関と連携し、GAP認証の取得やGAPの取組の実施を支援するため、指導員の育成(国や専門機関が行う研修の受講など)や現地指導活動等を実施する。
②推進指標	—
③用語解説	《GAP(Good Agricultural Practice)》 農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い記録し、(3)記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4)次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」のこと。食品衛生管理手法の一つであるHACCPの農業版と解される(生産工程の各段階で、生物学的(微生物)、化学的(残留農薬等)、物理的(異物等)な危害を分析し、生産工程毎の重要管理ポイントを明確にして、農産物の安全性を高めていく手法)。

【令和6年度事業実施状況】 ●みどりの食料システム戦略推進事業費(農産園芸課) 食の安全・安心や、環境負荷の低減、農作業等労働安全につながる農業生産工程管理(GAP)の推進のため、生産者や生産者団体等に対して現地指導を実施するとともに、GAP指導員を育成して指導体制の構築・強化を図った。 (1)GAP指導員の育成 - 国際水準GAPガイドライン研修を普及指導員等9名が受講した。 - 研修受講に加えて現場指導実績を3件以上有する「GAP指導員」を新たに9名育成した。 (2)現地指導活動 - 生産者及び教育機関等計22者に対してGAPの実践的な指導を実施した。 (3)その他 - エコえひめ認証審査会(2月、6月、10月)にて県GAP認証の審査を行い、7者43件(水稻1件、野菜12件、果樹30件)の更新を行った。
【令和6年度取組みの評価】 (農産園芸課) GAP指導員の育成や体系的な指導活動によって積極的に生産者等のGAPの認証取得や実施を支援できた。新規1件(県GAP1件)の認証取得が実現した。 今後も、引き続きGAPの取組を支援するとともに指導体制の強化を図る。

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保						
Ⅰ－①	生産ステージ						
施策の方向2	安全な畜産物の提供の推進						
具体的な取組み	(7)生産者や飼料販売店、動物用医薬品販売店等への巡回 生産者や飼料販売店、動物用医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要に応じて指導を実施します。						
①概要 家畜保健衛生所の職員が畜産農家や飼料販売店、動物用医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要に応じて指導を実施する。							
②推進指標 【生産者、飼料販売店、動物用医薬品販売店巡回件数】 巡回の継続は、関係法令の周知、理解の促進を図り、食の安全確保を最優先した生産への意識向上への指標となる。							
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	700 件以上	—	—	—	—	600 件以上
実績	621 件	514 件	494 件	515 件	448 件		
③用語解説 《動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令》 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律及び省令規則をいう。							

【令和6年度事業実施状況】 ●乳牛等総合改良対策事業費(畜産課) ●畜産経営技術指導事業費(畜産課) ●家畜防疫総合対策事業費(畜産課) ・生産者や飼料販売店、動物用医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要に応じて指導を実施した。 ・生産者:308件、飼料販売業者:39件、動物用医薬品販売業者:101件 ・周知関連法令:医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(動物用医薬品)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律							
【令和6年度取組みの評価】 (畜産課) 生産者や飼料販売業者、動物用医薬品販売業者への指導により、飼料及び動物用医薬品の適正な使用、流通が確保されている。 畜産物の安全かつ安定的な供給を図るため、今後も引き続き実施する。							

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保							
Ⅰ－①	生産ステージ							
施策の方向2	安全な畜産物の提供の推進							
具体的な取組み	(8)牛耳標装着の農家指導 関係機関と連携し、牛の飼養農家に対して、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る牛耳標装着と個体情報の適切な届出を指導します。							
①概要 国(中国四国農政局愛媛支局)、農協等と連携し、畜産農家が確実に牛へ耳標装着し、国(家畜個体識別センター)へ牛の出生や移動等の情報を報告するよう指導する。								
②推進指標 【牛耳標装着率】 全ての牛が耳標を装着することにより、トレーサビリティの実効性が担保され、生産段階における安全安心の確保が可能となる。								
	年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
	目標	—	100%	—	—	—	—	100%
	実績	100%	100%	100%	100%	100%		
③用語解説 《牛耳標》 国内で生まれた全ての牛及び輸入された牛に、10桁の「個体識別番号」が印字された耳標が装着され、その牛の種別(黒毛和牛など)、出生年月日、出生地、飼養地、と畜(食肉にするための解体処理)年月日、と畜場の名称・所在地などがデータベースに登録される。この番号は、食肉の流通販売過程においても明記され、誰でもインターネットを通じてその牛の履歴を参照することができる。 《個体情報の内容》 耳標の番号と牛の飼養者、飼養場所、牛の品種性別等の情報								
【令和6年度事業実施状況】 ●家畜防疫総合対策事業費(畜産課) ・国の中国四国農政局愛媛支局や農協等の関係機関と連携し、牛の飼養農家に対して、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る牛耳標装着と個体情報の適切な届出を指導した。 ・牛の病性鑑定時等において個体識別耳標を確認することで、トレーサビリティの確保に努めた。 ・周知内容:耳標の報告方法(FAX、インターネット等)、耳標が脱落した場合の処置等								
【令和6年度取組みの評価】 (畜産課) 牛耳標による県内の牛トレーサビリティ体制は確立されており、全ての牛において耳標装着が図られた。 今後も同様の体制を維持し、生産段階における安全安心を確保する。								

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																														
Ⅰ－①	生産ステージ																														
施策の方向2	安全な畜産物の提供の推進																														
具体的な取組み																															
(9)消費者ニーズに対応した生産技術の開発 県の研究機関において、安全安心な農畜産物生産のための技術を開発します。																															
①概要 畜産研究センター・養鶏研究所において、薬剤に頼らない家畜の飼養方法や飼料作物栽培等、家畜を健康に飼養し、消費者が求める安全な畜産物の提供に必要な技術開発を行う。																															
②推進指標 【安全安心な農畜産物生産に関する開発技術の数(累積)】 生産技術の開発数は、安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組みの推進状況の指標となる。																															
<table><tr><td>年度</td><td>(R2)</td><td>(R3)</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr><tr><td>目標</td><td>—</td><td>8以上</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>12 以上</td></tr><tr><td>実績</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>12</td><td>14</td><td></td><td></td></tr></table>								年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標	—	8以上	—	—	—	—	12 以上	実績	7	8	9	12	14		
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																								
目標	—	8以上	—	—	—	—	12 以上																								
実績	7	8	9	12	14																										
③用語解説 —																															

【令和6年度事業実施状況】 ●低コスト県産養鶏飼料開発推進事業 地域未利用資源を主体とした飼料費低減につながる本県独自の養鶏飼料の開発に向け、県内で発生する未利用資源(粉乳、規格外卵、養殖魚加工残渣など)を原料として、飼料化や安全性の検証、養鶏への給与の影響について調査した。 試験の結果、地域未利用資源を活用した養鶏飼料の品質は良好で、採卵鶏への給与では生産性の低下等は見られないことを確認した。
【令和6年度取組みの評価】 (畜産課) 低コスト県産養鶏飼料開発推進事業において、県内の未利用資源の飼料化が図られることで、輸入飼料への依存度を下げ、消費者が求める安全安心な畜産物生産に寄与できるものとする。 今後も消費者ニーズに対応した安全な畜産物の提供に必要な技術開発に取り組む。

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保							
Ⅰ－①	生産ステージ							
施策の方向2	安全な畜産物の提供の推進							
具体的な取組み	(10) 畜産関係生産者の巡回による普及指導 畜産関係団体等と連携し、技術情報及び関連法令等の基準等を生産者へ周知、普及し、必要に応じて指導します。							
①概要	毎年、家畜保健衛生所職員が畜産関係団体等と連携し、技術情報及び関連法令等の基準等を生産者へ周知、普及し、必要に応じて指導する。							
②推進指標	【畜産関係生産者巡回戸数】 県内畜産農家の巡回(全戸)することは、生産者が安全安心を確保するための生産技術の習得、実践の指標となる。							
	年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
	目標	—	全戸	—	—	—	—	全戸
	実績	389(全戸)	383(全戸)	360(全戸)	337(全戸)	308(全戸)		
③用語解説	—							

【令和6年度事業実施状況】 ●畜産経営技術指導事業費(畜産課) ・家畜保健衛生所、農業改良普及員、市町、農協職員等の連携により、農場HACCPの事例等の技術情報の紹介、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律や医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(動物用医薬品)等の関連法令の基準等を生産者へ周知普及した。 ・農家戸数:酪農68戸、肉用牛123戸、養豚60戸、養鶏57戸
【令和6年度取組みの評価】 (畜産課) 畜産関係団体等と連携し、全農家へ巡回指導を実施した。リーフレット等を活用し技術情報及び関連法令等の基準等の周知、普及が図られた。 今後も、生産者に法令等の周知を図るため、畜産関係団体と連携して引き続き実施する。

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅰ－①	生産ステージ
施策の方向2	安全な畜産物の提供の推進
具体的な取組み	
(11) 死亡牛のBSE検査 県内生産農場の死亡牛(BSEを疑う牛のみ)に対して、BSE検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努めます。	
①概要 家畜病性鑑定所において、県内生産農場の死亡牛全頭に対して、神経症状を呈して死亡した場合等、BSEが疑われる場合は検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努める。	
②推進指標 —	
③用語解説 《BSE(Bovine Spongiform Encephalopathy)》「牛海綿状脳症」と訳され、プリオン病という病気のひとつで、牛が異常プリオン蛋白質を含む飼料を食べることによって感染し、牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す進行性で致死的な中枢神経系の疾病。	

【令和6年度事業実施状況】 ●家畜防疫総合対策事業費(畜産課) ・県内生産農場の神経症状を呈して死亡した牛(生前検査にてBSEを否定できない牛)計10頭について、家畜病性鑑定所においてBSE検査を実施したが、全頭陰性で、県内でのBSE感染牛は確認されなかった。	
【令和6年度取組みの評価】 (畜産課) 県内死亡牛における、BSEの監視体制が確立されている。令和6年度以降は、月齢によらず、BSEを疑う牛のみを対象とした検査体制へ移行し、監視を継続することとしている。	

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保							
Ⅰ－①	生産ステージ							
施策の方向2	安全な畜産物の提供の推進							
具体的な取組み	(12) 高病原性鳥インフルエンザ対策 生産段階での対策として発生防止対策の指導、養鶏場での検査の実施、異常鶏の早期通報体制及び発生時の防疫体制の整備に取り組めます。							
①概要	定期的なモニタリング検査(血液検査、ウイルス分離検査)を実施するとともに、発生予防策や発生時の体制整備を実施する。							
②推進指標	【高病原性鳥インフルエンザ検査羽数】 鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した例はないが、養鶏場での定期的なモニタリング検査の実施は、消費者ニーズに応えた安全安心な畜産物生産への取り組み状況の指標となる。							
	年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
	目標	—	対象鶏全羽	—	—	—	—	対象鶏全羽
	実績	1,320 羽	1, 240 羽	1, 280 羽	1, 050 羽	1,040 羽		
③用語解説	—							

【令和6年度事業実施状況】 ●家畜防疫総合対策事業費(畜産課) ・県内の対象養鶏場の1,040羽を対象に家畜保健衛生所の獣医師が検査を実施し、全羽異常はなかった。
【令和6年度取組みの評価】 (畜産課) 県内養鶏場等における、高病原性鳥インフルエンザの監視体制が確立されており、今後も同様の体制により監視を強化する。

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保						
Ⅰ－①	生産ステージ						
施策の方向3	安全な水産物の提供の推進						
具体的な取組み							
(13) 養殖衛生管理体制の推進 養殖業者に対し、水産用医薬品やワクチンの適正使用について指導するほか、養殖衛生管理技術に関する講習会を実施します。							
①概要 魚病対策として、疾病魚の迅速かつ正確な診断の他、養殖業者、医薬品販売業者等を対象に水産用医薬品やワクチンの適正な使用について指導するとともに、養殖衛生管理技術に関する講習会(研修会)を実施する。							
②推進指標 【養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数の割合】 養殖業者への指導状況の指標となる。							
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	70%以上	—	—	—	—	70%以上
実績	79.1%	90.3%	84.6%	90.7%	94.2%		
③用語解説 —							

【令和6年度事業実施状況】 ●魚病対策指導費(水産課) 魚類養殖における魚病対策の推進及び生産された養殖水産物の安全性を確保するため、防疫関係会議への参加や防疫対策会議を開催するとともに、養殖魚の疾病の診断及び治療対策の指導、水産用医薬品の適正使用の指導、医薬品残留検査を行った。 ・防疫対策会議の開催結果 〔日程・参加者数〕 4月23日 愛媛県漁業協同組合 漁業研修センター 54名 6月28日 松前総合文化センター 10名 ・魚病診断件数 1,052件 ・水産用ワクチン使用指導書発行件数 281件 ・水産用抗菌剤使用指導書発行件数 289件 ・医薬品残留検査(ブリ、マダイ、ヒラメ) 15検体 (いずれも異常なし(検出限界以下))
【令和6年度取組みの評価】 (水産課) 養殖業者等を対象とした防疫対策会議を資料配付により開催し、水産用医薬品やワクチンの適正使用等を指導した。また、魚病診断により被害の軽減、疾病のまん延防止を図った。さらに、水産用ワクチンを適正に使用すると確認された者に対して水産用ワクチン使用指導書を、水産用抗菌剤を適正に使用すると確認された者に対して水産用抗菌剤使用指導書をそれぞれ発行した。 今後も適切な防疫対策指導を行い、養殖生産物の安全性を確保する。

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保						
Ⅰ－①	生産ステージ						
施策の方向3	安全な水産物の提供の推進						
具体的な取組み							
(14) 貝毒検査の実施							
貝毒原因プランクトンの出現動向に合わせて、公定検査法によりアサリなど二枚貝の貝毒量を検査し、貝毒の発生監視及び情報提供に努めます。							
① 概要							
宇和海で貝毒を蓄積させる原因プランクトンは、主にアレキサンドリウム・パシフィック及びギムノディニウム・カテナータムの2種であるが、いずれの種類もアサリ等の二枚貝類に麻痺性貝毒を蓄積させる。							
県では、定期的なモニタリング調査により貝毒プランクトンが安全基準値を超えて増殖した場合は、貝毒の発生監視を行なうため、アサリ等の二枚貝の毒量を検査している。							
②推進指標							
【貝毒原因プランクトンの調査回数】							
調査計画に基づいた調査実施状況の指標となる							
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標			—	—	—	—	16回以上
実績	12回	35回	33回	28回	52回		
③用語解説							
《安全基準値》 貝毒の蓄積が懸念されるプランクトン濃度							

【令和6年度事業実施状況】			
● 漁場環境モニタリング調査指導事業費(水産課)			
毒化した二枚貝の流通を防止するため、原因プランクトンの出現動向に合わせて貝毒検査を実施している。令和6年度は、麻痺性貝毒の原因プランクトンが危険濃度を超過した事例があり、貝毒検査を実施した。			
〈検査実施状況〉			
採取場所	種類	採取日	検査結果
宇和島市北灘	カキ	4月24日	4.2MU/g
		7月29日	検出限界未満
		8月5日	検出限界未満
		8月14日	検出限界未満
愛南町	カキ	5月10日	2.1MU/g
宇和島市三浦	カキ	3月4日	150MU/g
		3月25日	100MU/g
	アコヤガイ(貝柱)	3月10日	2.6MU/g
	アコヤガイ(貝柱以外)	3月10日	18MU/g
麻痺性貝毒発生時及び終息時に報道機関に情報提供した。			
【令和6年度取組みの評価】			
(水産課)			
毎年、貝毒原因プランクトンの出現動向に合わせてプランクトン出現地域の二枚貝の毒量を検査し、検査結果が規制値(4.0MU/g)を上回った場合は、流通の自主規制を指導している。規制の解除に当たっては、同検査により3回連続で規制値を下回ったことを確認することにより、宇和海における二枚貝類の安全性を確保している。			
今後も貝毒原因プランクトン調査及び貝毒検査を実施することにより、二枚貝の安全性を確保する。			

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅰ－①	生産ステージ
施策の方向3	安全な水産物の提供の推進
具体的な取組み	(15) 養殖ヒラメに係るクドアの防疫体制の推進 食中毒の原因とされるクドアの県内ヒラメ養殖場への侵入及びクドアが寄生した養殖ヒラメの流通を未然に防止するため、「愛媛県クドア疾病対策ガイドライン」に基づき、クドアの検査対応や、確認された場合の出荷自粛等を指導するほか、まん延防止や被害軽減に資する知見を収集し、関係者への情報提供に努めます。
①概要	「愛媛県クドア食中毒防止対策ガイドライン」に基づき、水産研究センターが県内のヒラメを検査するとともに、被害の軽減に資する新たな技術の開発を行っており、今後も引き続き実施する。
②推進指標	—
③用語解説	《クドア》 正式名称は <i>Kudoa septempunctata</i> (クドア・セプテンパングタータ)。魚類に寄生する寄生虫の一種として、近年新たに発見された。ヒラメへの寄生が確認されており、寄生したヒラメを生食することで一定量のクドアが摂取されると、一過性の食中毒を引き起こすことが知られている。クドアを肉眼で確認することはできないが、熱等には弱く、一定条件下での加熱や冷凍により食中毒を防止することができる。

【令和6年度事業実施状況】

●養殖ヒラメの食中毒原因寄生虫検査(水産課)

ヒラメに寄生し食中毒の原因となる *Kudoa septempunctata* 保有状況を遺伝子検査(PCR法)により検査を行った。

○ヒラメのクドア検査

・水産研究センター	魚類検査室	8件
・栽培資源研究所		1件

【令和6年度取組みの評価】

(水産課)

養殖用ヒラメ種苗(335尾)、養殖ヒラメ(45尾)について、クドアの保有状況を検査した結果、すべて陰性であった。